

雇者ノ復被交渉方及爭議費用檢出方法等
 ヲ協議シタルモ何尋纏マルコトナク正年一回敷会
 ヲリ出一般被二ハ痛切ナル利害ヲ感セサル同敷会
 ナルヲ以テ氣氣薄ノ作ニテ其後モ字常進作業
 ヲ爲シツ、アリ或ハ其後終絶スルニ至ルカト認メ
 ラル、モ引續キ注意中ナリ
 板及申(通)報候也

特秘第 一二四五號

大正十二年一月二十日

大政府知事 井上孝哉

12. 1. 20
 49/4

外務大臣 水野錬太郎殿
 社会局長官 坂本清治殿
 警視總監 赤池 濃殿
 京都兵庫ノ各府縣長官殿
 大阪地方裁判所檢事正殿
 日本橋深株式會社ニ於ケル労働
 爭議解決ノ件 (第ニ報)
 既報ノ如ク職長新野幸次郎以下役付職工八
 名ハ要求貫徹セサルノ故ヲ以テ辭職ヲ申出テ